# 令和７年度蕨市母子保健連絡調整会議　議事録概要

日　時　令和８年１月８日（木）
午後１時３０分～午後３時００分
場　所　保健センター（健康教育室）

＜出席者＞　委　員：島崎会長　山﨑副会長　湊委員　三谷委員　坂本委員
赤松委員　工藤委員　安達委員　福田委員　吉岡委員
中村委員　大重委員　安治委員
事務局：細野副所長　鹿嶋保健師　影澤保健師　善養寺保健師
佐藤保健師

＜欠席者＞　なし

＜傍聴者＞　なし

配布資料　①蕨市母子保健連絡調整会議次第
②令和６年度及び令和７年度事業実施状況報告
（母子保健、歯科保健、こども家庭センター「わらべび」、
予防接種）
③別紙１　令和６年度４か月児健康診査における股関節健診
【股関節スクリーニング結果】
④別紙２　令和７年度新規事業について
（不妊治療費（先進医療）助成金交付事業、妊婦のための支援
給付・妊婦等包括相談支援事業の創設、１か月児健康診査
助成、産婦健康診査、子育てアプリ「わらべび」の導入）
⑤別紙３　令和８年度以降の事業実施予定について
（多胎児を妊娠した妊婦に対する妊婦健康診査助成につい
て、妊婦に対するRSウイルス予防ワクチン）
⑥母子保健連絡調整会議設置要綱
⑦蕨市母子保健連絡調整会議委員名簿
⑧参考資料：HPVワクチンの年齢別累計初回接種率
あいうべ体操のチラシ
子育てアプリ「わらべび」のチラシ

会長・副会長選出

会長・副会長挨拶

自己紹介

議事

○会　長：それでは、議題に移らせていただきます。お手元の次第に従ってすすめさせていただきます。

議題⑴令和 6 年度及び令和 7 年度事業実施状況報告について、事務局より報告をお願いいたします。

◇事務局：令和 6 年度及び令和 7 年度事業実施状況、主要事業について説明。

・令和 6 年度及び令和 7 年度　母子保健事業、歯科保健事業(母子関係)、こども家庭センター「わらべび」、予防接種事業報告

○会　長：令和 6 年度及び令和 7 年度事業について何かご質問・ご意見はございますか。私からうかがいます。HPV ワクチンの接種率は約 30%でしょうか。

◇事務局：蕨市に接種歴がある方の接種状況から実人数の接種者数で計算すると、約 30%なるというところです。

○会　長：約 30%の接種率には 2008 年生まれから 2012 年生まれが含まれているということでしょうか。

◇事務局：2008 年生まれから 2012 年生まれが定期接種なので、それを計算すると約 30%でございます。1997 年生まれ以降のキャッチアップ接種も計算では接種率約 30%となっています。

○会　長：キャッチアップ世代も含まれるのですか。

◇事務局：今回はたまたま同じような数値で、定期接種とキャッチアップ接種はそれぞれ種率が 30%台であり、定期接種とキャッチアップ接種の 2 つを含めたトータルも約 30%という数値になりました。

○会　長：2012 年生まれの人は全国でもまだ 6.7%程といわれているので、接種率が低いわけではなさそうですね。

◇事務局：そうですね。定期接種の方はむしろ少し多いのではないかと思います。

○会　長：2011 年生まれも 24.6%ですので、これから定期接種の年代の人たちは、接種率が 50%にのぼるのではないかと予測できますね。HPV ワクチンの接種率が全国的に 50%前後ですよね。まだ抵抗がある人がいると思うのですが、今後も接種を勧めていただきたいと思います。何かご質問やご意見等ございますか。

★委　員：娘が高校生で HPV ワクチンを接種するか、すごく悩んだ時期がありました。周りの人たちもどこから HPV ワクチンの情報を得たらいいかと相談されたことが多かったです。私自身、産婦人科で助産師として働いているので、産婦人科医と話す機会があって、産科の医師も接種しておいた方がいいということが見解としてあるようです。医師たちの声がお母さんたちの耳に届くチャンスがないため、接種率が上がっていかないのかと感じることもあるので、講演会等の機会があったらお母さんたちにも安心してもらえるのではないかと思っています。

○会　長：先日、学校保健会の「命を結ぶがん教育」というものを「蕨市立文化ホールくる

る」で実施し、オンデマンドでも実施しているので、現地には来ないのかもしれないですが、あまり人数が集まらない状況でした。
このような機会やワクチンの予診票を配るとき等に、HPV ワクチンについてのチラシ等あるといいのかもしれないですね。何か他にできることはありますかね。

★委　員：子宮頸がんワクチンを接種する年齢を考えると、学校での推奨や学校保健の授業の一環等で少しずつ情報提供をすることが、接種率を上げるために 1 番効果的なものではないかと思います。ただ、その場合に副反応がないということは言えないので、事実を伝える必要があると思います。おそらくは迷走神経反射がほとんどだと思うのですが、実際に後遺症が残っている方もいらっしゃるので、子宮頸がんワクチンを接種するメリットやデメリットを説明することは重要だと思います。例えば、子宮頸がんワクチンの効果や打っていない人との子宮頸がん発症率の比較、ワクチン接種による健康被害についての情報等を学校の方から発信していただくと、接種者の母や接種する本人も納得して、ワクチンを接種できるのではないかなと思います。

○会　長：では、学校教育課の方からはいかがでしょうか。

★委　員：予防接種の課題はすごく難しく、今お話があったように事実を伝えることはできますが、全てにおいて接種を推奨することができない状況です。例えば、インフルエンザのワクチンだったら、昔は普通に学校でワクチンを打っていた時代があり、その後、副反応の件があって、予防接種関係が学校からなくなったのですが、学校で接種を推奨した場合、副反応等が起きてしまった時には「学校が言ったのでしょ？」という感じで学校に責任が戻ってきてしまいます。そのため、学校から接種を推奨するということはできませんが、ワクチン接種のメリットやデメリットなど事実をそのまま伝えることはできることではないかと思います。
特に子宮頸がんワクチンの接種に関しては、すごく不安を持っている方もいらっしゃるので、医師からの話や知っている情報を伝えると安心する面はあると思います。医療と学校の両面からお話をしていくと、もしかしたら接種率が上がるのかなと思っております。

○会　長：ありがとうございます。なるべく情報を勉強するというのは大事ですよね。
他には何かございますか。
ないようでしたら私から、お子さんの発達についてのことですが、療育支援センターや放課後デイサービス等がいっぱいになっているとも聞いており、子どもの数は減っていても、発達についての相談は増えているようですね。そのあたりの相談対応等はいかがでしょうか。

◇事務局：確かに、ここ数年はいろいろなところから発達面のことについて、保護者自身が情報を入手できるようになったことから、不安を抱えて相談をするケースもあり、個別の発達相談や必要時は精神発達二次健診につなげるなどを実施してい

る状況です。そのうちの発達相談の実施回数をこれまでの年間14回から今年度からは20回へ増やして対応しております。その他にも、随時保健師が相談を受けて対応している状況でございます。

○会　長：ありがとうございました。

それでは、その他質問はございますか。他になければ、次の議題(2)令和7年度新規事業について事務局の方から説明をお願いいたします。

◇事務局：令和7年度新規事業についてご説明させていただきます。

1つ目は、不妊治療費のうちの先進医療費助成金交付事業です。この事業は、令和7年4月から開始となりました。今までの経過として、不妊治療が保険適用となる前までは、早期不妊治療費助成金交付事業というものを実施しておりました。その後、令和4年度から一般不妊治療のタイミング法や人工授精、生殖補助医療である体外受精、顕微授精等が保険適用となり、令和5年度まで保険適用部分の不妊治療費について10万円を上限として助成をしておりましたが、近年妊娠の確率を上げるために保険適用の不妊治療と組み合わせて実施する先進医療を実施される方が多くなってきました。先進医療にかかる費用は保険適用外で、全額自己負担となるため、不妊治療を行う方の経済的負担が大きいと考え、令和7年4月から治療開始時の女性の年齢が43歳未満のご夫婦を対象に、1回の治療につき、先進医療にかかった費用の 7/10 と受診証明書の文書料について150,000円を上限とする助成金交付事業を実施しております。

次に、妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業についてです。

この事業の前に令和5年1月から実施しておりました出産・子育て応援事業として経済的支援と伴奏型相談支援を組み合わせて行っていた事業が法改正により、それぞれ制度化されました。以前実施していた出産・子育て応援事業は、妊娠中に伴奏型相談支援として妊娠届時に面談、出産後も伴奏型相談支援として乳児家庭全戸訪問事業時に面談を行い、妊婦に対して50,000円、対象児の養育者に50,000円の支給をしておりました。この事業が法改正により、令和7年度4月より経済的支援は、子ども・子育て支援法の改正で妊婦のための支援給付、相談事業については、児童福祉法の改正により、妊婦等包括相談支援事業として制度化され、これら２つの事業を組み合わせて妊婦のための支援事業として事業を開始いたしました。実施方法はこれまでと変わらずで、妊娠届時と出産後は乳児家庭全戸訪問事業を活用して妊婦等包括相談支援事業と妊婦支援給付金の申請を行っております。給付金は妊婦支援給付金1回目を5万円、2回目を胎児の数の届出により、胎児の数かける5万円として妊婦（産婦）に給付をしております。また、流産、死産、中絶をされた方も2回目の給付が新たな制度からできるようになりました。妊婦等包括相談支援事業については、妊娠期からの切れ目のない支援を行うとされており、支援が必要な方には妊娠中から継続して支援

を行い、出産後の支援につなげていくということで実施している状況でございます。
次に1か月児健康診査助成事業についてです。
こちらは令和5年12月28日の子ども家庭庁の通知により、出産後から就学までの切れ目のない健康診査の実施をということで、令和6年10月から5歳児健康診査を実施し、令和7年4月から1か月児健康診査の助成ということで、事業を開始したところでございます。こちらについては、妊娠届出時に1か月児健康診査助成券を交付し、委託先医療機関である産科が4医療機関、小児科が1医療機関の計 5 医療機関で助成券を利用して健診を受けていただくというながれになっております。1か月児健康診査の助成上限額は6,000円です。また、この5か所の医療機関は蕨市内の妊婦が出産する件数が多い病院です。契約医療機関外で1か月児健康診診査受けた場合は償還払いでの対応としております。
次に産婦健康診査の拡充についてです。これまで1回のみの助成でしたが、令和7年度から、産後1か月の間に行った産婦健康診査の助成を、2回までの助成に拡充して実施しております。助成額は5,000円です。
次に子育てアプリ「わらべび」の導入についてです。蕨市では、母子保健の DX 推進ということで、子育てアプリ「わらべび」という名前でアプリを導入いたしました。機能としては、お子さんの成長記録や予防接種のスケジュール管理、子育てに役立つ情報の閲覧、妊娠届時の面談予約や産後ケアの申請などがオンラインでできる機能がついております。令和7年8月から基本機能である予防接種スケジュールや子育てに役立つ情報の発信が使えるようになり、10 月から追加機能の拡充ということで、産後ケアのオンライン申請、妊娠８ヶ月アンケートの回答、妊婦面談のオンライン予約ができる予約機能等の追加が始まっています。予約機能の利用率は、約73%になっております。約7割の方が、オンラインで妊婦面談の予約をされている状況でございます。
なお、最後に追加で事業を一つ紹介させていただきます。あいうべ体操についてです。
あいうべ体操は、「あ」、「い」、「う」、「べ」とお口を大きく開けて言うことで、お口の体操となり、口呼吸から鼻呼吸へ改善し、インフルエンザ等の感染症を予防する効果があるといわれているもので、蕨戸田歯科医師会が勧めているものでございます。蕨戸田歯科医師会より市と教育委員会に対して普及・啓発についての協力依頼があり、市では周知に取り組んでいくため、蕨戸田歯科医師会の協力のもとポスターを作成いたしました。令和7年10月28日に開催した「第27回の歯ッピーわらび」の会場でPRとして使用したり、市内の小中学校、高齢者施設、保育園や留守家庭児童指導室等77施設と蕨戸田歯科医師会に所属されている65か所の歯科医院にポスターを配布しております。保健センターでは、市

のホームページにあいうべ体操のページを作成して掲載していることと、乳幼児健診でチラシを配布して周知を図っております。今後は、公立の保育園で給食の前に、あいうべ体操に取り組んでいただけるように、歯科医師会の先生より保育士に対する研修を2月に実施いただく予定となっております。

★委　員：本来の歯科医師会の計画としては、令和7年2月に市内の2つの小学校で試験的に実施する計画を立て学校側へ相談ておりましたが、時間的にその時間を確保することが難しい状況であったことから、まずはあいうべ体操を先生方や保護者の方たちにもしっかりと理解して実施していただくことが重要であると思い、市と教育委員会とで相談し、まず周知をしていきましょうということで、ポスターを作成いただくことになりました。あいうべ体操は福岡県のみらいクリニックの今井医師が考案した体操で、一生懸命実施すると、口呼吸が改善され鼻呼吸となりインフルエンザやコロナ等の感染症の予防にも効果があると言われておりますので、あいうべ体操を広めていきたいというのが我々歯科医師会の考えであります。3歳くらいのお子さんからあいうべ体操はできますので、ぜひ周知のためにも小児科のクリニックで、あいうべ体操のチラシ等配っていただきたいと考えております。今後、あいうべ体操を広めていくことによって、小学校の学級閉鎖が減るのではないかと考えております。また、あいうべ体操を実施し、感染症を予防することで、学校等を休む回数が減り、保護者の負担も軽減されるのではないかと思いますので、今後もご協力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会　長：3歳くらいからできるとのことですから、保育園で実施することは非常に良いのではないかと思います。他に何かご質問はございますか。

◇委　員：ご説明いろいろありがとうございます。蕨市がたくさんいろんなことをやっていただいていることがよくわかりました。その中でこの子育てアプリ「わらべび」は、すごいなと思います。戸田蕨を管轄としている保健所としては特に蕨市の住民において蕨市の外国人の割合は 14%超えているようですので、子育てアプリ「わらべび」は外国語での利用が可能で、さらに12言語に対応しているということで、すごくありがたいことだと思っています。質問ですが、外国人がこのアプリを利用したときの反応や利用率について、教えていただけると保健所としても非常に参考になると思いました。また、あいうべ体操の取り組みありがとうございます。保健所でもあいうべ体操のチラシやポスターを置くことは可能だと思います。保健所には小児慢性特定疾病の申請等で来所される方もおりますので、あいうべ体操のチラシ等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会　長：ありがとうございます。子育てアプリ「わらべび」は妊娠中から子育てまでの一元管理ができて、非常に良いものですね。フィンランドのネウボラに近い

感じがありますね。

◇事務局：先ほどご質問いただいた回答をさせていただきます。外国籍の方が利用された反応について、外国籍の方は、アプリをインストールするまでは敷居が高いようで、電話等でアプリをインストールできないというお問い合わせが来ることがあり、その際は、面談予約を保健センターで入れ、来所時に対面でアプリのインストールをしていただきます。翻訳機能があるので妊娠届出用紙と質問票等はむしろ日本語の紙ベースでお渡しするよりもアプリの方が翻訳されるので、正しく理解して回答を入力いただけます。外国籍の方にとってもアプリで回答したほうが良いという状況と思われます。外国籍の方が電話越しでアプリをインストールすることは難しいので、対面でインストールしていただいて、あとは質問票の内容が翻訳されるので回答していただけますかという声掛けで対応しております。

★委　員：アプリさえインストールしてもらえれば、利用としてはすぐできるという感じですね。

◇事務局：そうですね。外国語に翻訳されるので、回答時には外国の方も答えやすい仕様になっております。

○会　長：ありがとうございます。他には何かございますか。

★委　員：あいうべ体操に関して提案を思いついたので、お話させていただきます。私も小さい子を育ててきて、仕事をしながら自宅で一緒にするとなってもポスターを見ながらやらなければいけないと、実施するハードルが上がってしまうのかなと思いました。動画、例えばYouTubeで見せてこれ真似してやってごらんと子どもに声掛けをすると実施しやすいし、子どもたちも動画だったら見ると思います。学校でも動画を作って、その動画を給食の前に流すことができれば、先生たちの実施するハードルも下がるのではと思いましたので、提案させていただきました。

★委　員：動画はYouTubeにたくさん載っております。それをどういうふうに活用するかですね。

○会　長：あいうべ体操のチラシにQRコードを掲載すれば良いのではないでしょうか。

★委　員：あいうべ体操を公立保育園で実施していただくのですが、実際に取り組む時に給食やおやつの前にできると良いのではないかと思っております。ただ単に体操のようにやるのではなくて、歌をつけて行うようにすると良いのではと思います。Youtubeでは、色々な歌に合わせたり、替え歌にして実施している動画が上がっていると伺いました。まずは、保育士の先生方を対象として研修を行いますので、研修を受けた後に保育士の先生方が工夫して実施していただけるのではないかと考えております。初めは公立保育園で実施して、上手く実施ができれば、私立保育園にも広げていきたいと考えております。未就学児が取り組めば家

庭でも取り組みが進むかもしれないことと、いずれ未就学児も小・中学生になりますから、あいうべ体操が普及していければ良いと思っております。

○会　長：医師会には、あいうべ体操に関して何か依頼等していないのでしょうか。

★委　員：現時点で依頼はしていません。イベントの時にポスターを貼ってもらうように頼んだり、「歯ッピーわらび」でＰＲしております。

○会　長：ありがとうございます。

★委　員：ただ、いろんな科の先生に、あいうべ体操のチラシ等を渡すことは、あまり関係のない科の先生もいるかと考えておりましたので、保育園に行っているようなお母さんやお子さんを対象にして、まずは小児科のクリニックだけでもお配りいただければと思っております。

○会　長：整形外科や内科等に配っても良いのではないでしょうか。病院を受診している高齢者の方がチラシを受け取って、体操を広めてくれるかもしれない。そう考えると全部の科にチラシなどを配るのでも良いのではないかと思います。

★委　員：ありがとうございます。あいうべ体操のポスターは市内の全部の医療機関に配布をさせていただきたいと思います。チラシは 10 部ずつぐらい一緒に配布するようにいたします。

◇事務局：わかりました。

○会　長：他に何か質問はございますか。ないようでしたら議題⑶の令和８年度以降の事業実施予定について、事務局から説明をお願いいたします。

◇事務局：令和８年度以降の新規事業実施予定についてご説明させていただきます。

まず、多胎児を妊娠した妊婦に対する妊婦健康診査助成についてです。多胎児を妊娠された妊婦は、単胎児を妊娠された妊婦よりも妊婦健康診査の頻度が高く、経済的負担も増加する傾向にあるため、妊婦一般健康診査の 14 回分を超えて妊婦健康診査を受診された場合に、妊婦健康診査５回分の追加の助成を予定しております。多胎児の妊婦健康診査の助成は償還払いでの対応として考えております。

次に、妊婦に対する RS ウイルス予防ワクチンについてです。令和８年度から定期接種化を予定しております。RS ウイルスワクチンの対象者は、妊娠 28 週０日から 36 週６日までの妊婦の方で、接種回数は１回として、料金は無料で計画しております。予診票の書式や接種証明を母子健康手帳のみにするか等は今後、国から示される予定となっておりますので、詳細が分かり次第関係医療機関へ書類を送付させていただきます。また、接種者へホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。

○会　長：赤ちゃんが RS ウイルスに感染して症状が重くなることがあり、高齢者も感染すると重症化のリスクがありますので、RS ウイルス感染を予防するということに重要な意味がありますね。そういった意味からも、ワクチン接種は大変重要であ

ると考えます。まずは、妊婦の方からの定期予防接種となるようなので、よろしくお願いいたします。

では他に何かご質問やご意見はございますか。ないようでしたら、事務局の方から他に検討事項はありますか。

◇事務局：特にありません。

〇会　長：それでは、特にないようですので、議事を終了させていただきます。

午後３時事務局より閉会を宣言

母子保健連絡調整会議

会長　島崎　信次郎